

中山間地域等直接支払制度 Q & A

- 目 次 -

1 基本的考え方

- (問 1 - 1) 直接支払導入の必要性いかん。
- (問 1 - 2) 直接支払導入に際しての基本的考え方いかん。
- (問 1 - 3) 直接支払い導入の経緯いかん。
- (問 1 - 4) 直接支払交付金の趣旨いかん。
- (問 1 - 5) 直接支払制度の仕組みいかん。

2 対象地域

- (問 2 - 1) 対象地域の指定は平成 12 年 4 月 1 日現在の地域振興立法の指定地域となるのか。地域振興立法が改正される毎に対象地域が見直されるのか。
- (問 2 - 2) 過疎法の取扱いはどうなるのか。
- (問 2 - 3) 地域振興立法で一部指定の市町村における対象地域はどうなるのか。
- (問 2 - 4) 農振農用地区域は必須か。

3 対象農用地

- (問 3 - 1) 農業生産条件の不利な農用地となる基準いかん。
- (問 3 - 2) 急傾斜農用地の具体的基準いかん。
- (問 3 - 3) 自然条件により小区画・不整形な田の具体的基準いかん。
- (問 3 - 4) ほ場整備の可否の判定は、物理的要因（地形条件等）によるものだけなのか、それとも人為的要因も含むものなのか。前者の場合の具体例いかん。
- (問 3 - 5) 「団地内のすべての田が不整形であり」とは、すべてのほ場が不整形という意味か。
- (問 3 - 6) 不整形の定義を示されたい。
- (問 3 - 7) 小区画・不整形の基準と緩傾斜基準でどちらが優先するのか。
- (問 3 - 8) 本制度における田、畑、草地の定義いかん。
- (問 3 - 9) 採草放牧地の定義いかん。
- (問 3 - 10) 混牧林地の取扱いについては採草放牧地と同じか。
- (問 3 - 11) 対象農用地の田、畑別地目の判断は登記簿で行うのか、現況で行うのか。
- (問 3 - 12) 対象農用地の田、畑の地目の判断は、その土地の現況によって判断することになっているが、一筆の水田を田と畑に分けて耕作している場合、それぞれの地目として判断してよいか。また、畑地の中に林地がある場合は林地部分を除いて畑として取り扱ってよいか。
- (問 3 - 13) 水路・農道は支払い対象となるのか。
- (問 3 - 14) 一団の農用地の考え方いかん。
- (問 3 - 15) 営農上の一体性を有する条件である「団地間で耕作者、受託者が重複し、かつ、そのすべての耕作者、受託者等による共同作業が行われている場合」とは、具体的にどのような場合か。
- (問 3 - 16) 耕作者、受託者等が一人の団地は対象とならないか。
- (問 3 - 17) 営農上の一体性を有する条件である「同一の生産組織、農業生産法人等により農業生産活動が行われている場合」とは、具体的にどのような場合か。
- (問 3 - 18) 上記の場合の生産組織、農業生産法人等は、どのような組織か。
- (問 3 - 19) 営農上の一体性を有する条件である「団地間に水路、農道等の線的施設が介在し、当該施設が構成員全員によって管理されている場合」とは、具体的にどのような場合か。
- (問 3 - 20) 上記の場合に、当該施設が構成員全員によって管理する必要性は何か。
- (問 3 - 21) 一団の農用地につき対象農用地の基準に該当する面積が 1 ha 未満の場合には、交付対象となるのか。田畑混在の団地について片方の地目のみで 1 ha 以上にならないと対象とならないのか。

- (問 3 - 2 2) 連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することが可能とあるが、どのように一団の農用地を設定するのか。
- (問 3 - 2 3) 市町村長の判断により対象となる農用地のうち緩傾斜農用地に係る国のガイドラインの位置付けいかん。また、国のガイドラインに該当するものしか対象とならないのか。
- (問 3 - 2 4) 市町村長が判断する緩傾斜農用地について、客観的判断はどのように行うのか。(不利性を示すデータを示す必要はあるのか。)
- (問 3 - 2 5) 緩傾斜農用地のガイドラインにおいて「通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の緩傾斜農用地に限る」とあるが、上流が緩傾斜で下流が急傾斜の農用地は該当するのか。
- (問 3 - 2 6) 緩傾斜農用地のガイドラインの高齢化率・耕作放棄率の基準と急傾斜農用地及び緩傾斜農用地以外の農用地における高齢化率・耕作放棄率の基準が異なっているのはなぜか。
- (問 3 - 2 7) 都道府県知事が独自に定める基準(特認基準)の考え方がいいか。
- (問 3 - 2 8) 知事特認の一定の割合(5%)の根拠いかん。
- (問 3 - 2 9) 1 ha 未満の面積の団地を特認として認めることはできるか。
- (問 3 - 3 0) 8 法外地域特認を指定するに当たり急傾斜農用地等の農業生産条件が明らかに不利な農用地は、地域に拘わらず、対象とすることができるか。
- (問 3 - 3 1) 農用地面積の把握はどのように行うのか。
- (問 3 - 3 2) 直接支払交付金における勾配・面積の単位の取扱いいかん。
- (問 3 - 3 3) 現況と公簿が合わない場合の対象農用地の傾斜や面積はどのようにするのか。
- (問 3 - 3 4) 市町村有の農用地を農家等が賃貸借契約を結んで耕作している場合は、対象となるのか。
- (問 3 - 3 5) 耕作放棄地については協定農用地に含めて、解消すべきか。
- (問 3 - 3 6) 耕作放棄地の定義はセンサスと同じであるが、多面的機能を確保する観点からは、再び耕作する意志はあるが、耕作や農地管理が行われず、耕作可能な状態にない農地は耕作放棄地と解すべきでないか。
- (問 3 - 3 7) 耕作放棄地が全ての団地でも傾斜基準を満たせば対象となるか。
- (問 3 - 3 8) 耕作放棄の復旧とはどの程度まで行う必要があるのか。
- (問 3 - 3 9) 既耕作放棄地を対象農用地に含めない場合でも、対象農用地に悪影響を与えないように既耕作放棄地の管理を行うことになっているが、誰が管理するのか。
- (問 3 - 4 0) 耕作放棄地を協定に含めない場合、管理の範囲は縁辺部だけでよいのか。協定農用地から離れたものまで管理する必要があるのか。
- (問 3 - 4 1) 協定に含めない耕作放棄地で管理の対象となる耕作放棄地の範囲と管理内容いかん。
- (問 3 - 4 2) 限界的農地とはどのような農地のことか。また、誰が判断するのか。
- (問 3 - 4 3) 限界的農地の林地化の考え方がいいか。また、林地化する場合に 5 年間に限定して対象とする理由いかん。
- (問 3 - 4 4) 急傾斜農用地の全体を限界的農地に指定し林地化することは可能か。
- (問 3 - 4 5) 土地改良通年施行を行っている農地は対象となるか。
- (問 3 - 4 6) 土地改良通年施行の考え方(自己施行の取り扱い)いかん。
- (問 3 - 4 7) 土地改良事業が実施され、まだ換地が完了していない場合には、対象面積については、一時利用の指定面積とすることができるか。
- (問 3 - 4 8) 現在、自然災害により農用地が崩れている場合は、対象とすることができるか。
- (問 3 - 4 9) 農振農用地区域へ編入手続中の農用地の集落協定等上の取扱いいかん。

4 対象行為

- (問 4 - 1) 農用地の維持・管理はどの程度の内容のものか。生産調整における保全管理(耕起、除草、害虫防除等)調整水田は農地管理に含まれるか。
- (問 4 - 2) 農地については必ずしも耕作が行われる必要はなく、管理だけでもよいのか。
- (問 4 - 3) 具体的に取り組む行為として例示されたもの全てが直接支払いの対象行為として認められるのか。耕作は行わず鳥獣害防止や施設の管理補修のみの場合は対象行

為として認められるのか。

- (問 4 - 4) 生産調整に係る調整水田は多面的機能を増進する活動に含まれるか。
- (問 4 - 5) 直接支払制度において、基盤整備について何か条件があるのか。
- (問 4 - 6) 直接支払交付金の使用方法について、集落協定関係者全員の合意があれば、直接支払交付金のすべてを集落が受け取ることは可能か。それとも、直接支払交付金を集落が受け取れるのは、農道の管理等を集落が行っている場合のような行為に限られるのか。
- (問 4 - 7) 一団の農用地内の農用地面積が土地収用等の不可抗力に該当する事由により 1 ha 未満となった場合には、残りの農用地については引き続き交付されることとなるのか。
- (問 4 - 8) 農業者の死亡、病気等により耕作が不可能となり、かつ、集落協定の他の構成員が当該農用地を引き受けることができない場合、市町村、農業委員会等にあっせん等を申し出なければならないが、それでも引き受け手が確保できない場合は返還となるのか。
- (問 4 - 9) 米・麦・大豆等の生産目標は必須事項か。具体的数値を示すことになるのか。また、主要作物以外の場合はどうするのか。
- (問 4 - 10) 集落協定における米、麦、大豆等の生産目標（特に麦、大豆について）は、現状維持でもよいか。それとも、面積拡大等が求められるのか。また、達成できなかった場合は、協定違反として交付金の返還となるのか。
- (問 4 - 11) 米等の生産目標の達成について、自然災害の場合は、不可抗力として、当該年度（復旧するまで）は目標を達成できなくてもやむを得ないと理解してよいか。
- (問 4 - 12) 直接支払交付金における耕作放棄地の復旧の水田農業経営確立対策上の取扱いはどうか。
- (問 4 - 13) 直接支払制度と米の生産調整との調整方針いかに。
- (問 4 - 14) 個別協定は誰と誰との協定となるのか。
- (問 4 - 15) 個別協定の場合、対象となる農用地は、面的まとまりのある 1 ha 以上の農用地の一部（又は全部）を対象とすることとなるのか。
- (問 4 - 16) 問 4 - 15 で、個別協定で対象となる農用地は、1 ha の面的まとまりの要件が必要としないこととなっているが、通知上、そのことをどこで読めばいいのか。
- (問 4 - 17) 個別協定又は規模拡大加算における農作業受託については、一部作業でも対象となるのか。
- (問 4 - 18) 個別協定における採草放牧地の取り扱いいかに。
- (問 4 - 19) 市町村等が所有する公共牧場を農協、農業生産法人、営農集団等に管理委託している場合、個別協定の対象となるか。
- (問 4 - 20) 対象となる一団の農用地に集落協定と個別協定が併存できるか。
- (問 4 - 21) 交付金実施要領第 6 の 2 の (2) のイの個別協定で自作地も対象とする場合として、(ア)の「一団の農用地すべてを耕作している者」と(イ)の「3 ha 以上の経営規模を有している者」があるが、この二つの要件はどのように違うのか。
- (問 4 - 22) 個別協定でありながら、自作地も交付対象となる認定農業者等の対象面積の範囲及び活動内容いかに。
- (問 4 - 23) 個別協定においては、多面的機能を増進する活動を規定しないのか。
- (問 4 - 24) 第 3 セクター等が実施している農作業受託には、一部作業受託、全面受託、経営受託等があるが、どの形態でも対象になるか。
- (問 4 - 25) 個別協定において、大規模経営層（都府県では 3 ha 以上、北海道では 30ha 以上（草地では 100ha 以上））の経営の場合（所得制限をクリア）個別協定を集落協定とみなして自作地も対象とするとあるが、経営規模は何で判定するのか。また、この場合自作地すべてが直接支払いの対象となるのか。
- (問 4 - 26) 個別協定において、一団の農用地すべてを 1 人が耕作する場合 1 ha 以上あれば自作地も対象とすることができるということであるが、この場合の団地は、物理的連担性のある団地のことか。
- (問 4 - 27) 個別協定の対象となる所有権移転や農作業受委託契約等は平成 12 年 4 月以降に締結されたものだけか。冬期に受委託契約して 4 月以降に農作業を行う場合は対象となるか。

- (問 4 - 2 8) 個別協定において、一団の農用地すべてを 1 人が耕作する場合 1 ha 以上あれば自作地も対象とするとはどういうことか。この場合は誰と誰との協定となるのか。
- (問 4 - 2 9) 交付金実施要領第 6 の 2 の(2)のイの個別協定で自作地も対象とする規定は、自作地のみでも対象とすることができるのか。
- (問 4 - 3 0) 協定に定めた事項(耕作放棄の防止等)が後年度達成されなかった場合(協定違反)は、前年度までに支払われた交付金を返還することになるか。また、この場合、次年度からの交付は受けられるか。
- (問 4 - 3 1) 耕作放棄の防止は達成されるが、多面的機能を増進する活動が不備な場合は、協定違反となるか。
- (問 4 - 3 2) 対象農用地が協定期間中に転用された場合は、協定違反となり直接支払いの返還となるのか。また、農業施設用地や宅地用地であっても同様の取扱いとなるのか。
- (問 4 - 3 3) 集落協定内の農用地で耕作放棄地が発生した場合に、認定農業者等が個別協定により引き受けることは可能か。
- (問 4 - 3 4) 地域を取りまとめるリーダーがない場合どうすればよいか。
- (問 4 - 3 5) 12 年度に集落協定を締結し、さらに 13 年度に農用地を追加した場合、追加部分の農用地に係る取組活動は 12 年度からの協定対象農用地よりも 1 年間多く 17 年度までとなるのか。あるいは、すべてが 17 年度までの取組となるのか。
- (問 4 - 3 6) 集落協定の共同取組活動の範囲いかん。
- (問 4 - 3 7) 集落協定への交付金のうち 1/2 以上を共同取組活動へ充当することの必要性いかん。
- (問 4 - 3 8) 市町村は、集落に交付された交付金の概ね 1/2 以上を集落の共同取組活動に充当されるように集落を指導することとなっているが、指導の結果、集落の合意が得られない場合は、市町村は当該集落協定の認定をできないことになるのか。
- (問 4 - 3 9) 市町村が、集落協定のみを認め、個別協定は認めないことを規定した基本方針を策定することは可能か。
- (問 4 - 4 0) 市町村長が基本方針で対象とする農用地について、通常基準をさらに限定することは可能か。(例：対象を田のみに限定)
- (問 4 - 4 1) 集落に交付された交付金を水利組合・土地改良区で一括運用することは可能か。
- (問 4 - 4 2) 集落協定・個別協定の変更ができる事項とできない事項を示してほしい。
- (問 4 - 4 3) 農業者の病気の場合は、どのような方法で確認を行うのか。医療機関等発行の証明等が必要か。
- (問 4 - 4 4) 通常の栽培管理を行っている農用地であれば確認も常識的にできるが、多面的機能を増進する活動の場合は、具体的にどのような活動で、具体的に何を確認するのか。
- (問 4 - 4 5) 「多面的機能を増進する活動」について、活動の種類及び範囲について説明してほしい。
- (問 4 - 4 6) 既耕作放棄地や農用地を林地化する場合の取扱いを整理してほしい。
- (問 4 - 4 7) 多面的機能を増進する活動において、魚類・昆虫類の保護が例示されているが、耕作放棄地を活用してよいか。この場合、耕作放棄地が復旧されたとみなされるか。
- (問 4 - 4 8) 多面的機能を増進する活動について、棚田の場合は水稻の作付自体が良好な景観の形成につながることから、他の取り組みをしなくてもよいか。
- (問 4 - 4 9) 他の国庫補助事業を活用してグリーンツーリズムを行っているが、これを多面的機能を増進する活動と位置付けてよいか。また、家畜の排泄物の適正処理など法律で義務付けられている行為を多面的機能を増進する活動として認められるか。
- (問 4 - 5 0) 多面的機能を増進する活動は、法律で義務づけられている行為及び国庫補助事業の補助対象としておこなわれている行為以外のものを一つ以上行うことが求められているが、生産調整でお金をもらって、転作田に景観作物を作付することはこれに該当するのか。
- (問 4 - 5 1) 集落協定の締結に当たり、多面的機能を増進する活動として、市民農園の設置、運営を考えているが、これらを多面的機能を増進する活動として位置づけることができるか。また、その運営に係る経費相当分を直接支払交付金から充当してよいか。

- (問 4 - 5 2) 集落協定違反となり、交付金の返還が求められる場合とは、どのような場合か。
- (問 4 - 5 3) 個別協定違反となり、交付金の返還が求められる場合とは、どのような場合か。
- (問 4 - 5 4) 規模拡大加算について返還となる場合とは、どのような場合か。
- (問 4 - 5 5) 協定違反となった場合の取扱いいかん。
- (問 4 - 5 6) 個別協定農用地について、協定期間中に契約相手方の所有権が移転された場合の取扱いいかん
- (問 4 - 5 7) 個別協定に違反した場合は、どの範囲、年度で交付金の返還となるのか。(集落協定と同様すべてについて遡って返還となるのか。)
- (問 4 - 5 8) 交付金返還の考え方がいかに。
- (問 4 - 5 9) 土地改良事業による農道の整備は不可抗力に該当するか。

5 対 象 者

- (問 5 - 1) 直接支払いにおける農業者とは、どのような概念か。
- (問 5 - 2) 公共牧場は交付金の交付対象となるのか。
- (問 5 - 3) 公的セクターの持分が過半を越える第3セクターの持ち分の形態いかん。
- (問 5 - 4) 一人当たり農業所得が都市部の勤労者一人当たりの平均所得を上回る農業者が交付金の対象となる場合の具体的要件いかん。
- (問 5 - 5) 個別協定の対象者が所得制限に該当する場合の取扱いはどうなるのか。
- (問 5 - 6) 農業従事者の所得を農業所得で判断する理由いかん。
- (問 5 - 7) 農業従事者の農業所得、都市部の勤労者の平均所得の把握方法いかん。
- (問 5 - 8) 農業従事日数の算定方法いかん。
- (問 5 - 9) 農業従事者一人当たりの農業所得の算定に当たっての当該事業に専ら従事する期間がその年を通じて6ヶ月を超える者とは。また、農業従事日数との関係は。
- (問 5 - 1 0) 農業従事者一人当たり農業所得の確認方法いかん。
- (問 5 - 1 1) 集落協定における農業所得調書は農家すべての分が必要か。
- (問 5 - 1 2) 経営移譲年金を受給している者は、交付対象者となるか。また、実際に農業に従事している者は、「農業従事者」となることができるか。
- (問 5 - 1 3) 耕作、農用地管理等を行う者(農業生産法人、生産組織、第3セクター等を含む)を具体的に例示願いたい。
- (問 5 - 1 4) 農作業の受託を行う者はすべて直接支払いの対象となるのか。
- (問 5 - 1 5) 新規就農者は、個別協定の認定申請者となることはできないのか。
- (問 5 - 1 6) 規模拡大加算の要件は何か。
- (問 5 - 1 7) 規模拡大加算の対象となる新規就農者とはどのような者か。
- (問 5 - 1 8) 規模拡大加算について、認定農業者等が5年以上の借入契約をしていたが、期間中に合意解約した場合の加算金の取扱いはどうなるのか。
- (問 5 - 1 9) 交付金交付の終了基準とは、どのような場合に適用されるのか。

6 交 付 金

- (問 6 - 1) 支払額の上限を設けない生産組織等とは具体的にどういうものか。
- (問 6 - 2) 一戸当たりの受給額の100万円の上限については、支払い対象面積に単価を乗じた額とするのか。又は実際に受け取った額(共同取組活動のうちの役員報酬額と個人別に配分された額の合計額)とするのか。
- (問 6 - 3) 共同取組活動としての交付金のうち農業者への交付金額として算定される範囲とはどの範囲までか。
- (問 6 - 4) 小区画・不整形の田及び高齢化率・耕作放棄率の高い農地の支払単価はいくらか。
- (問 6 - 5) 特認で対象とした場合の交付単価はいくらになるのか。
- (問 6 - 6) 協定締結時点では田の急傾斜地として対象としている農地を次年度以降、畑に転換した場合の取扱いいかん。
- (問 6 - 7) 既耕作放棄地を復旧又は林地化する場合や限界的農地を林地化する場合の単価はどの単価を適用するのか。
- (問 6 - 8) 既耕作放棄地の復旧・林地化等を行った場合の交付単価について整理してほしい。
- (問 6 - 9) 既耕作放棄地等を復旧した場合の単価は、交付金実施要領の運用第9の1の(1)で、

「復旧した場合の単価は、復旧後の地目の単価とする。」となっているが、復旧までの単価はどうなるのか。

- (問 6 - 1 0) 既耕作放棄地及び限界的農地を林地化する場合の単価は、交付金実施要領の運用第 9 の 1 の(2)で、「林地化の単価は、地目別の単価にかかわらず畑の単価（林地化後の単価が林地化前の地目の単価を上回る場合は、林地化前の地目の単価）とする。」となっているが、林地化までの単価はどうなるのか。
- (問 6 - 1 1) 特認単価は引き下げることが可能か。
- (問 6 - 1 2) 市町村による農業者等に対する交付額の上乗せ交付は可能か。
- (問 6 - 1 3) 交付金実施要領に示された交付単価を下回る交付単価による交付は可能か。
- (問 6 - 1 4) 交付金の使途いかな。
- (問 6 - 1 5) 農業者への支払いを保留し、集落において基金造成することも可能か。
- (問 6 - 1 6) 交付金の使用期限いかな。
- (問 6 - 1 7) 集落協定の場合に規模拡大加算分も共同取組に振り分ける必要があるのか。

7 実施体制

- (問 7 - 1) 中山間地域等直接支払交付金制度と各種施策との連携とは何か。
- (問 7 - 2) 県の中立的審査機関は、どのようなメンバーが望ましいのか。
- (問 7 - 3) 都道府県段階の中立的審査機関の本制度上の位置付けはどうか。
- (問 7 - 4) 対象行為の確認はどのように行うのか。
- (問 7 - 5) 中山間地域等直接支払推進事業費は、結果として「直接支払交付金」の交付を行わなかった市町村については、返還の対象となるのか。
- (問 7 - 6) 直接支払における農業生産活動等の実施状況の確認において、米の生産調整の実施状況の確認結果の活用方法いかな。
- (問 7 - 7) 推進事業に規定された基準検討会では、どのような検討をするのか。
- (問 7 - 8) 標示票はどのように掲示すればよいか。
- (問 7 - 9) 市町村において、直接支払制度を運営するための組織（委員会等）を設置する必要があるか。
- (問 7 - 1 0) 直接支払いの実施状況の公表内容いかな。
- (問 7 - 1 1) 直接支払交付金交付の評価の具体的な項目・方法等いかな。
- (問 7 - 1 2) 県の第三者委員会の任務として行うこととなっている「対象農用地の指定の評価」はいつ行うのか。

8 国の負担割合及び地方財政措置について

- (問 8 - 1) 国の負担割合（国が定める基準の場合、特認の場合）はどのように考えるのか。また、地方負担分は、どのような負担割合となるべきと考えているか。地方財政措置は県と市町村のいずれになされるのか。
- (問 8 - 2) 地方公共団体の財政負担部分に係る地方交付税措置について詳しく説明願いたい。
- (問 8 - 3) なぜ、奨励的補助金ではなく、交付金としたのか。
- (問 8 - 4) なぜ、都道府県で資金を造成する必要があるのか。

(別表 1)

(別表 2)